

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の内容 ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするもの。 ・見直しの内容 平成29年3月31日までに取得したものについては経過措置を設けたうえ、廃止する。 		
関係条文	地方税法附則第15条第40項、地方税法施行規則附則第6条第66項		
増収見込額	[平年度]	▲5	(—)
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)
廃止又は縮減の理由	本特例措置はノンフロン製品の普及促進を目的として、平成26年度に創設されたものではあるが、これまでの適用実績や関係業界団体へのヒアリングから、ノンフロン製品の普及には、補助金等、他の手段がより有効かつ効率的と判断し、本特例措置の適用期限の延長を要望しないこととした。		
		ページ	1 — 1